

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)について

1 条例の制定

子ども・子育て関連3法の関係法律整備法による児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業に関する条項が加えられ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、市町村が条例で基準を定めることとされました。

市町村が条例を定めるに当たっては、国の政省令で定める「従うべき基準^{※1}」と「参酌すべき基準^{※2}」に従い定めることとされています。

※1「従うべき基準」…必ず適合しなければならない基準

※2「参酌すべき基準」…十分参照しなければならない基準

基準の区分	基準の対象となる主な事項
従うべき基準	・放課後児童支援員の数、資格等
参酌すべき基準	・設備基準(面積、備品等) ・子どもの差別的取扱いの禁止 ・衛生管理等 ・開所日数及び時間 ・事故発生時の対応

2 条例で定める基準(案)

原則として国の基準と同様としますが、現行の運営や定員を考慮し、必要に応じて市独自基準を設ける予定です。

また、市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「暴力団の排除」に関する事項を市独自で規定します。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日(※平成27年4月1日の予定)